

## 鹿児島県核燃料税の新設（更新）について

### 1. 鹿児島県核燃料税新設（更新）の理由 [鹿児島県協議書抜粋]

本県では昭和58年6月から法定外普通税として核燃料税を創設し、原子力安全対策や環境保全対策、民生安定対策、産業振興対策の諸施策を積極的に推進し、これらの財政需要の財源の一部として充当してきたところです。

現行の核燃料税条例は、令和5年5月31日をもって課税期間が終了することとなりますが、依然として税収を大幅に上回る財政需要が生じております。

こうしたことから、当県としましては、今後発生する多額の財政需要を賄うための財源措置として、核燃料税条例の適用期間を川内原子力発電所1号機の40年運転期限である令和6年7月3日まで延長するとともに、税率を17%相当から18%相当に引き上げ、安定的かつ平準的に税収を確保するために、発電用原子炉の熱出力に応じて課税する出力割を現行の8.5%相当から9.5%相当へ引き上げ、発電用原子炉に挿入された核燃料の価額に対して課税する価額割は現行の8.5%のまま据え置くものです。

### 2. 鹿児島県核燃料税の概要

課税団体	鹿児島県
税目名	核燃料税（法定外普通税）
課税客体	①価額割：発電用原子炉への核燃料の挿入 ②出力割：発電用原子炉を設置して行う発電事業
課税標準	①価額割：発電用原子炉に挿入された核燃料の価額 ②出力割：発電用原子炉の熱出力
納税義務者	発電用原子炉の設置者
税率	①価額割：100分の8.5 ②出力割：54,150円／千kW／課税期間（3か月）
徴収方法	申告納付
収入見込額	1,904百万円（約1年1か月間）
非課税事項	—
徴税費用見込額	48千円
課税を行う期間	約1年1か月間（令和5年6月1日～令和6年7月3日）

### 3. 同意要件との関係

鹿児島県核燃料税について、地方税法第261条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第261条 総務大臣は、第259条第1項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る道府県法定外普通税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

(1) 「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

#### ① 課税標準

鹿児島県内における核燃料に対する税としては、薩摩川内市使用済核燃料税が存在するが、今回更新を予定している鹿児島県核燃料税（以下、本税という。）の課税標準は「発電用原子炉に挿入された核燃料の価額」及び「発電用原子炉の熱出力」であり、薩摩川内市使用済核燃料税は「貯蔵されている使用済核燃料の数量」とされていることから、課税標準を異にしている。

なお、出力割の課税客体は「発電用原子炉を設置して行う発電事業」とされていることから、「一般送配電事業者等の販売電力」を課税客体とする電源開発促進税（国税）及び「法人が行う事業」を課税客体とする法人事業税（地方税）と実質的に課税標準を同じくしているか否かの検討を行う。

電源開発促進税は、原子力発電施設、水力発電施設、地熱発電施設等の設置の促進及び運転の円滑化を図る等のための財政上の措置等に要する費用に充てるために課されるものである。発電コストの一部として、間接的に電気の利用者（受益者）に負担を求めるものであり、課税標準を「販売電気の電力量」としているのは、受益の程度が販売電力量に対応するためである。

また、法人事業税については、収益活動が、道路をはじめとした諸々の公共施設の利用を通じて行われていることから、これらの施設に必要な経費を分担せしめる目的で課されており、事業という収益活動に担税力を見出し、事業活動の規模を適切に表すために、電気供給業については収入金額等を課税標準としている。

一方で、本税出力割の課税標準が「発電用原子炉の熱出力」となっているのは、本税が原発立地に伴う財政需要に充てるための税であるところ、

財政需要が原子炉の熱出力（規模）に対応するためである。

以上を踏まえると、本税と電源開発促進税及び法人事業税は、形式的にも実質的にも課税標準が同じであるとは言えないと考えられる。

（参考）鹿児島県核燃料税と薩摩川内市使用済核燃料税との比較

項 目	鹿児島県核燃料税（更新後）	薩摩川内市使用済核燃料税
納税義務者	発電用原子炉の設置者	発電用原子炉の設置者
課税客体	①価額割：発電用原子炉への核燃料の挿入 ②出力割：発電用原子炉を設置して行う 発電事業	使用済核燃料の貯蔵
課税標準	①価額割：発電用原子炉に挿入された 核燃料の価額 ②出力割：発電用原子炉の熱出力	貯蔵されている使用済核燃料(使用 済燃料集合体)の数量(1 発電用原 子炉につき157体を超える分)
税 率	①価額割：核燃料価額の100分の8.5 ②出力割：54,150円／千kW／課税期間 (3か月)	270,000／体

## ② 住民の負担

特定納税義務者である九州電力(株)は、2021年度の年間売上（連結）が1兆7,433億円の企業であり、本件条例による負担（平年度）は約19億円／年である。また、仮に電気料金に転嫁された場合の影響額は、鹿児島県の試算によると、一般的な家庭1世帯当たり約5.9円／月程度の負担となるとしている。

以上を踏まえると、住民の負担が著しく過重となるとは言えないと考えられる。

したがって、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

## (2) 「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。」

本税は、地方団体間の物の円滑な流通を阻害するような内国関税的なものとは言えず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

- (3) 「(1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。」

福島第一原子力発電所の事故以降、国においては、原子力発電について、より高い安全性を求める方向性を掲げているところである。本税は、鹿児島県における安全対策事業等の財源となるものであり、原子力発電における国の政策の方向性と軌を一にするものである。

このことから、「(1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。